



東京労働局発表  
平成25年10月31日(木)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 辻 雄史
	課長補佐 坂田 敦子
	高齢者対策担当官 佐々木幸彦
	電話 03-3512-1549(直通) FAX 03-3512-1566

## 平成25年 東京労働局管内における「高齢者の雇用状況」集計結果

### ～希望者全員が65歳以上まで働ける企業が大幅に増加～

東京労働局（局長 伊岐典子）では、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成25年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果をまとめましたので、公表します。

これは、65歳までの安定した雇用を確保するため「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けた「高齢者の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢者雇用安定法」といいます。）において、従業員31人以上の企業について毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めることとされていることから、それらの報告を集計し、当局管内の対象企業約2万5千社の状況をまとめたものです。

なお、同法は今年4月1日に、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止する改正法が施行されており、今回はその後初めての結果公表となります。

#### 1 集計結果の概要

##### (1) 高齢者雇用確保措置の実施状況【表1-1】

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は92.1%（23,277社）

- ◆ 中小企業は91.4%（18,804社）
- ◆ 大企業は95.1%（4,473社）

東京労働局及びハローワークでは、平成25年4月の改正高齢者雇用安定法の施行に先立ち、改正法が求める高齢者雇用確保措置の水準に照らせば「未実施」となってしまふことが見込まれる企業14,726社（全体の約60%）に対し、企業訪問等による個別指導や、高齢者雇用管理セミナー等による周知、啓発指導を実施してきたところです。

その結果、25年6月1日現在では改正法に対応した高齢者雇用確保措置の実施済企業の割合が大幅に改善し、92.1%（23,277社）という結果となりました。

(注)この集計で、「中小企業」とは常時使用する労働者が31人～300人規模、「大企業」とは301人以上規模の企業としています。

## (2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等の状況【表2-1】

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は14,737社（対前年差5,167社増加）、割合は58.3%（同18.9ポイント増加）

- ◆ 中小企業は12,588社（同3,952社増加）、61.2%（同17.3ポイント増加）
- ◆ 大企業は2,149社（同1,215社増加）、45.7%（同25.4ポイント増加）

また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は14,737社（全体の58.3%）、前年より5,167社と大幅に増加しました。このうち中小企業では、昨年の43.9%から今年は61.2%に増加したほか、大企業では、20.3%から45.7%に倍増しました。

## (3) 定年到達者の継続雇用状況【表4-1】

60歳定年企業における過去1年間の定年到達者は111,550人のうち、

- ◆ 継続雇用された人は81,606人（73.2%）
- ◆ 継続雇用を希望しない定年退職者は28,517人（25.6%）
- ◆ 継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は1,427人（1.3%）

※ 今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっています。

## 2 今後の取組方針

### (1) 高年齢者雇用確保措置の未実施企業の解消

今回の報告により把握した高年齢者雇用確保措置の未実施企業（1992社：全体の7.9%）に対しては、重ねて、個別の行政指導を強力に推進し、年度内にその全ての企業において同措置が実施されるよう取り組みます。

### (2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大

高年齢者が意欲と能力を活かし年齢にかかわらず働ける「生涯現役社会」の実現に向け、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の相談・援助事業と連携し、高年齢者雇用アドバイザーによる企画提案や高年齢者雇用安定助成金による助成制度を活用した啓発指導に取り組みます。

### (3) 高年齢者の再就職支援

定年後、希望したにもかかわらず継続雇用されなかった方に対しては、ハローワークでの担当者制等によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、企業に対しては、高年齢者の雇入れに対する助成金などの活用を促進することにより、早期再就職を支援してまいります。

集計の詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>	常時雇用する労働者が31人以上の企業	25,269社
	中小企業（31～300人規模）	20,564社
	大企業（301人以上規模）	4,705社

# 1 高齢者雇用確保措置の実施状況

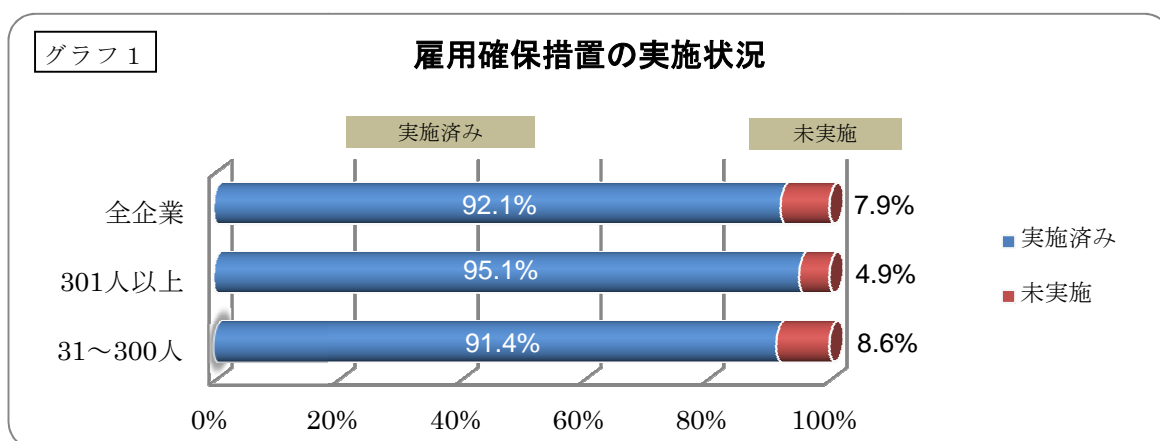
## (1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は92.1%（23,277社）となっており、雇用確保措置が未実施である企業の割合は7.9%（1,992社）となっている。

（参考：制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると4.7ポイントの減少）

※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

また、雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では95.1%（4,473社）（前年比4.2ポイント減少）、中小企業では91.4%（18,804社）（同4.8ポイント減少）となっている。【表1-1】（グラフ1）

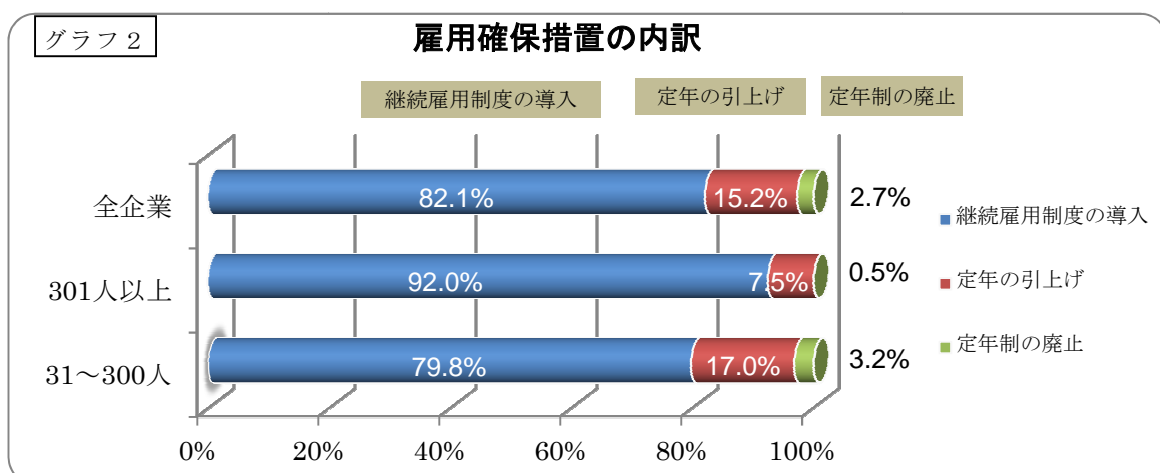


## (2) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.7%（620社）（前年と同様）、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は15.2%（3,537社）（前年比0.8ポイント増加）、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は82.1%（19,120社）（同0.8ポイント減少）

となっており、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。【表1-2】（グラフ2）

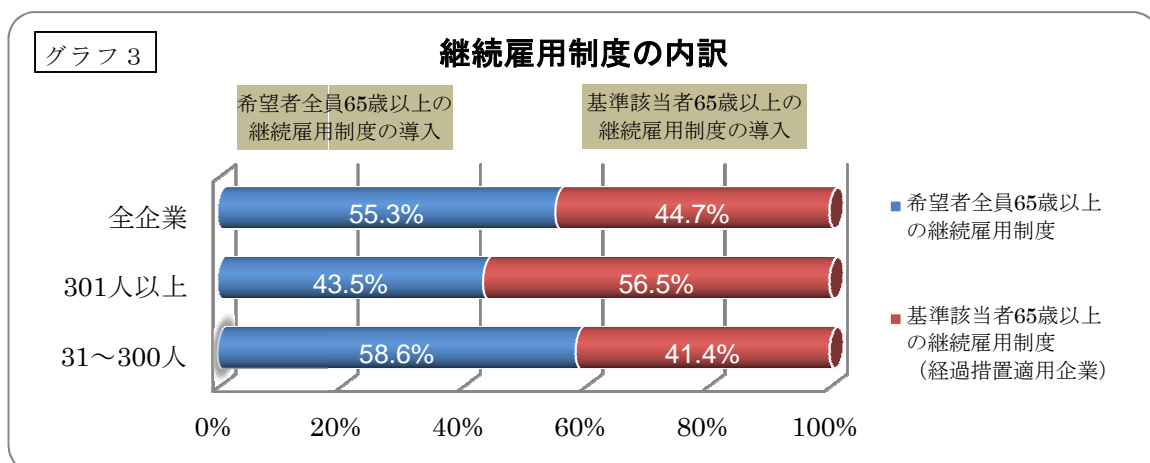


### (3) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（19,120社）のうち、

①希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は55.3%（10,580社）  
（同24.6ポイント増加）、

②高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置<sup>(注)</sup>に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業は44.7%（8,540社）（同24.6ポイント減少）  
となっている。【表1-3】（グラフ3）



(注) 経過措置とは

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定に基づき、既に労使協定により継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、男性の年金（報酬比例部分）支給開始年齢が段階的に引き上げられることに合わせ、当該基準の対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引き上げながら、当該基準を定めてこれを用いることができるもの。

## 2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は14,737社（対前年差5,167社増加）、割合は58.3%（同18.9ポイント増加）となっている。【表2-1】（グラフ4）

企業規模別に見ると、

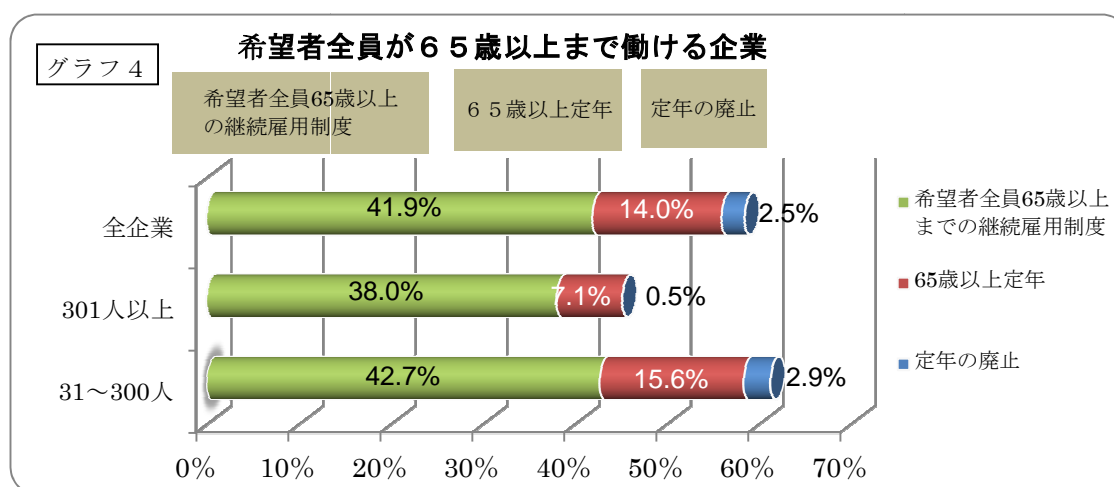
①中小企業では12,588社（同3,952社増加）、61.2%（同17.3ポイント増加）

②大企業では2,149社（同1,215社増加）、45.7%（同25.4ポイント増加）、

となっており、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増している。

産業別に見ると、

医療・福祉、教育・学習支援、生活関連サービスの分野で65%を超えている。次いで運輸・郵便、宿泊・飲食の分野で60%を超えているものの、企業総数の48%を占める製造業、情報通信業、卸売・小売の分野で制度導入割合が54.7%と進んでいない状況にある。【表2-2】



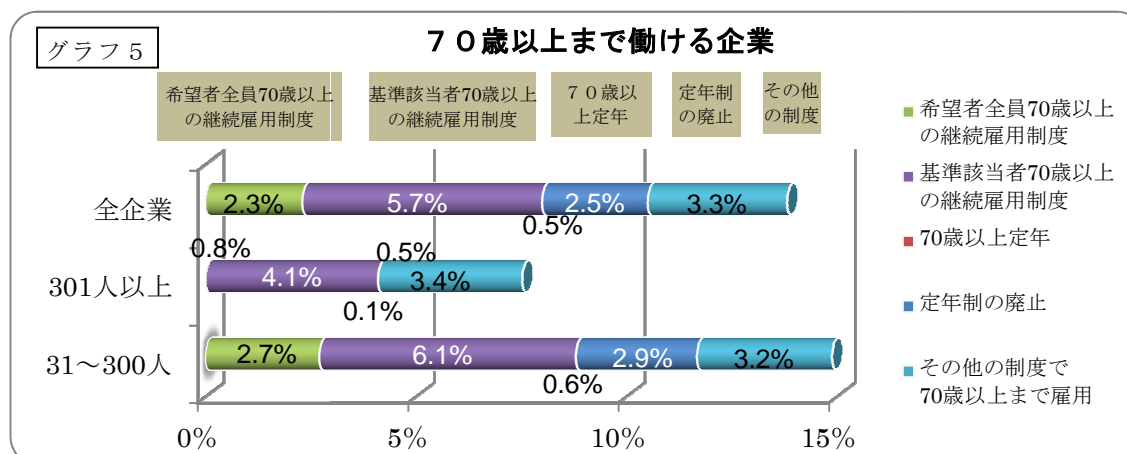
### (2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は、3,603社（同106社減少）、割合は14.3%（同1.0ポイント減少）となっている。

企業規模別に見ると、①中小企業では3,186社（同117社減少）、15.5%（同1.3ポイント減少）、

②大企業では417社（同11社増加）、8.9%（同0.1ポイント増加）、

となっている。【表3】（グラフ5）

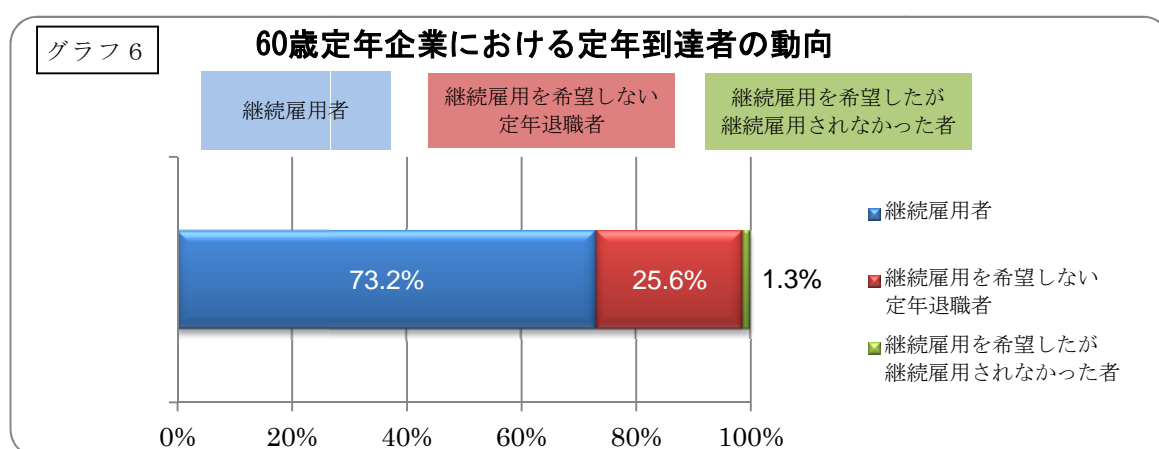


### 3 定年到達者等の動向について

#### (1) 定年到達者の動向

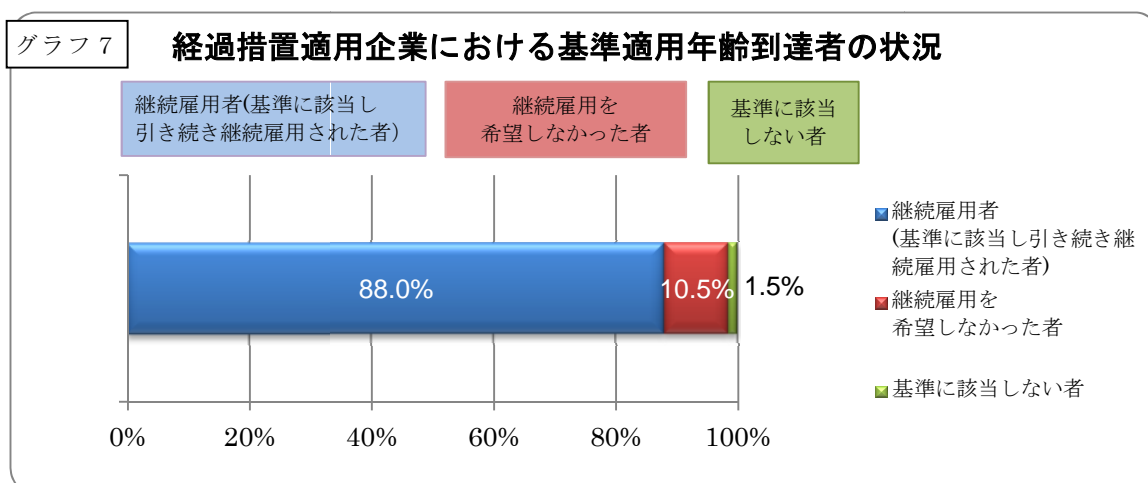
※ 平成 25 年 4 月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったが、定年到達者については、平成 24 年 6 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の 10 か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日までの 2 か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去 1 年間（平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日）の 60 歳定年企業における定年到達者（111,550 人）のうち、継続雇用された者は 81,606 人（73.2%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 6,853 人）、継続雇用を希望しない定年退職者は 28,517 人（25.6%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 1,427 人（1.3%）となっている。【表 4-1】（グラフ 6）



#### (2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（61 歳）に到達した者（23,427 人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 20,621 人（88.0%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は 2,454 人（10.5%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 352 人（1.5%）となっている。【表 4-2】（グラフ 7）



## 4 高年齢労働者の状況

### (1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数（約961万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は78万1千人で8.1%を占めている。

年齢階級別に見ると、60～64歳が57万人、65～69歳が16万6千人、70歳以上が4万5千人となっている。

### (2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約75万4千人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、約45万2千人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約78万1千人であり、31人以上規模企業の集計を開始した平成21年と比較すると、約16万7千人増加している。【表5】(グラフ8)

